

2016年1月22日

No.241

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

1月4日に第190回通常国会が召集されました。昨年、社民党をはじめとした野党が憲法53条の規定に基づき臨時国会の召集を求めたにもかかわらず、政府はそれを拒否し、異例の早期開会を強行しました。

国会は冒頭、15年度補正予算案の審議を行ないましたが、**又市征治議員**の所属する総務委員会でも、補正予算案の関連法案と位置づけられる「地方交付税法の一部を改正する法律案」が審議されました。社民党は補正予算案には反対しましたが、本法案は地方交付税を増額するためのものなので、問題点を指摘し、賛成しました(詳細は、党のホームページをご参照ください)。

国の都合で地方の財源を翌年に繰り越すのは不当である



最初に**又市議員**は、地方交付税が増額となる場合、本来、地方交付税法の規定によりその年のうちに特別交付税として交付されるべきなのに、来年度の地方交付税の財源が不足しているとの理由で、国の財源調達の責任を放棄して増額分の一部を除いて繰り越すのは不当であると批判しました。

これに対し**高市総務大臣**は、国が地方交付税の財源確保に責任を負う立場であるにもかかわらず、巨額の財源不足が見込まれるから繰り越すという居直りの答弁にとどまりました。

東日本大震災復興事業の進捗状況を質す

次に**又市議員**は、震災復興特別交付税の1,483億円が今年度地方交付税総額から不用額として減額されたが、これで3年連続の減額措置であることを指摘し、工事の進捗状況、今後の対処方針について昨年を引き続き質しました。さらに事業が進展した場合、不用額は、必ず復活するのか質しました。

長島復興副大臣は、不用額は町づくりや除染等について地元との調整に時間を要したこと等により生じたと答弁しました。そのため復興庁として住宅再建、復興町づくりでは、用地取得手続の迅速化、被災自治体への職員派遣、資財、人材確保への対応等、加速化策をとり、その結果、高台移転、災害公営住宅共に95%で事業が開始していると答弁しました。不用額の復活について**安田自治財政局長**は、必要となった場合には改めて予算に計上すると明言しました。

自治体労働者の賃上げ決定にストップをかける副大臣通知は問題だ

最後に**又市議員**は、自治体労使が人事院勧告、国の閣議決定等の動向を見極め、給与条例の改正に動く中、「地方公共団体における職員の給与改定の実施は、国における給与法の改正の措置を待って行うべきであり、国に先行して行うことのないように」といった趣旨の副大臣通知を出したが、そのような規定はどこにもないこと、地公法第24条に基づき自治体が自主的に決定することに干渉するのは、自治体を国の従属機関と見ていることの現われであると批判しました。

高市大臣は、地方公務員の給与については、地公法に基づいて住民の理解と納得が得られる適正な内容にすべきと必要な助言を行ったと答弁しました。

これに対し**又市議員**は、地公法の趣旨は、実際上は人事院勧告あるいは人事委員会勧告に従って給与を定めることにあると指摘し、そういう意味で決めてはならないというのは、自治体を国の出先機関として扱う一時代前の極めて権力的な対応だと批判しました。